

今後の司法書士の業務展開の方向性

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<http://hdl.handle.net/2324/12478>

出版情報 : 市民と法. 50, pp.16-21, 2008-04-01. 民事法研究会
バージョン :
権利関係 :

特集 変化する司法書士業務、変革する司法書士

Ⅱ 今後の司法書士の業務展開の方向性

九州大学教授 七戸克彦

1 はじめに

本年（平成20年）1月の日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）会報「月報司法書士」の特集記事『「司法書士」を考える』は、司法書士という職能が目下直面している状況を多様な角度から分析したうえで、司法書士職の将来像を模索するという、誠に時宜を得た企画であった(注1)。

そこで、本稿では、同特集からの示唆を受けて、今後の司法書士の業務展開の方向性について、若干のコメントを加えることとしたい。

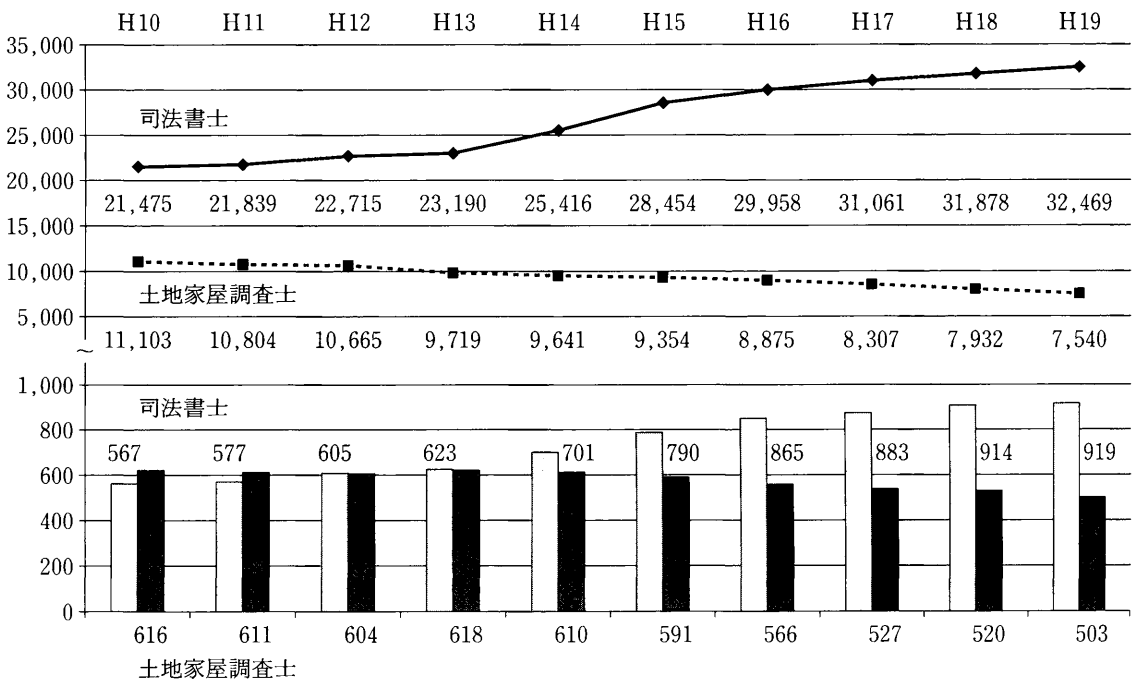
(注1) 月報司法書士431号。①江藤价泰「司法書士

の歩み」4頁、②塩谷弘康「社会の中の司法書士——その実像を探る」10頁、③朴男友「韓国における司法書士から法務士への名称変更の経緯に関して」16頁、④関根和夫「なぜいま、名称変更か」23頁、⑤大出良知「司法書士の将来像」31頁。

2 司法書士の人気の原因

〈図〉は、過去10年間の司法書士試験・土地家屋調査士試験の出願者数・合格者数の経年変化である。司法書士試験の出願者数は、平成10年度の2万1000余人から、年平均1000人の割合で増え続け、平成17年度には3万人を超え、昨年(平成19年度)

〈図〉 司法書士試験・土地家屋調査士試験の出願者数・合格者数の経年変化（過去10年間）



〔表〕 司法書士資格を取得した動機（解答者数688人。二つまで選択）

1位	383人	55.7%	組織の中にいるよりも自分の判断と責任で仕事ができるから。（判断・責任）
2位	314人	45.6%	自分の実力と努力次第で評価される職業だから。（実力・努力）
3位	171人	24.9%	社会正義や基本的人権の擁護のため法律関係の職業に就きたかったから。（正義・人権）
4位	107人	15.6%	資格をもっていると不況に強く、リストラされることがないから。（資格）
5位	71人	10.3%	これまでの経験や経歴（法務局勤務など）を活かすことができるから。（経験・経歴）
6位	66人	9.6%	社会的地位・名声が高く、また、高収入も期待できる職業だから。（地位・名声）
7位	46人	6.7%	弁護士になりたかったが、かなわなかったから。（弁護士志望）
8位	27人	3.9%	親や親戚が就いている職業だから。代々続けてきた事務所を継ぐため。（家業）

の出願者は3万2500人を数えるに至っている。一方、これに伴い合格者数も10年前の500人台から現在では900人を超え、この傾向が今後とも続けば、1000人の大台を突破する可能性もありうる。隣接士業である土地家屋調査士試験の出願者数が、かつての1万1000人から7500人と年平均400人ずつ減少し、合格者すなわち新規人材供給も500人台の維持が危ぶまれるところまできていることと対比しても、司法書士の人気は圧倒的である。他方、平成19年度の新司法試験の受験者数は5401人、合格者数は1851人であるから、合格率のうえでも、司法書士試験（2.8%）は、司法試験（34.3%）をはるかに凌ぐ、日本の国家試験の中でも最難関の資格となっている。

この爆発的な人気の原因が、司法制度改革の一環として平成14年司法書士法改正により獲得された簡裁訴訟代理権にあることは、同年度以降の司法書士試験出願者数の急激な伸びからも明らかであろう。一方、〔表〕は、前記連合会報特集の寄稿者の一人でもある塩谷弘康教授が、平成16年度司法書士試験合格者に対して行ったアンケート調査（注2）の一部を抜粋したものであるが、動機の3位（正義・人権）からも、昨今の受験生・合格者が、司法書士なる職種に対して「プチ弁護士」的な職業イメージを抱いていることが推測される。簡裁訴訟代理権の獲得は、かつての代書屋あるいは不動産業者の従者であるかのごときネガティブ・イメージを見事なまでに払拭した点において、極めて大きな意義を有するものであった。

だが、その反面において、気がかりな事柄は、

特に若手司法書士において、「登記離れ」現象が生じている点である。実際、筆者の身近にも、もっぱら債務整理を業とし、登記申請に興味をもたない若手司法書士が存在している。もちろん、この業態が一生続くのであれば、何の問題もない。しかし、すでにしばしば指摘されているように、現在の「債務整理バブル」は、以下の二つの要因から、数年内に終焉を迎える。その第1は、平成18年の貸金業法・利息制限法・出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律改正が、昨年（平成19年）12月19日より施行された結果、今後新たに多重債務者が現れる可能性が激減したことである。第2に、現存する多重債務者の救済に関しても、すでに旧司法試験末期の合格者1500人時代より、弁護士との間で競争関係が生じていたところ、ロースクール・新司法試験制度導入による弁護士大増員時代の到来により、債務整理分野は、いささか不見識な言い方ではあるが、いわば「残されたパイの奪い合い」の様相を呈し始めている。このような状況下において、司法書士職は、やがて到来する「債務整理バブル崩壊」後の備えを万全にしておく必要がある。

〔注2〕 塩谷弘康「平成16年度司法書士中央新人研修受講者アンケート調査(その1)(その2)」月報司法書士402号116頁・403号82頁。

3 業務展開の二つの方向性

司法書士職の今後の業務展開のあり方をめぐる議論は、詰まるところ、以下の2方向に尽きる。

その1は、従来型の登記・供託手続代理等関係

業務（司法書士法3条1項1号～3号・5号）に再び軸足をのいた業務展開を図る方向性、その2は、4号業務の拡張型として獲得した簡裁訴訟代理等関係業務（6号～8号）のさらなる拡充を図る方向性である。以下、それぞれの具体的な内容について、若干の検討を加えよう。

(1) 登記手続代理関係業務の展開可能性

(A) 「公証人」化

司法書士の「代書人」としての業務は、明治5年「司法職務定制」以来の本体的な業務であるが、しかし、司法書士は、単なる代書・代筆を行ってきたわけではなく、権利に関する登記につき、登記官に形式的審査権しか認めない日本の登記制度の下で、人・物・意思の確認——すなわち実質的審査を通じて、登記の真实性を確保する職責を担ってきた。なお、これと同様の機能は、フランスやドイツといった大陸法諸国では公証人が担っており、それゆえ、日本の司法書士の作成する書面にも、公正証書と同様の効力を認めるべきとの主張は、古くから唱えられてきたが、新不動産登記法は、本人確認の領域に限ってではあるが、資格者代理人の作成する情報に対して、一定の証明力を付与した（不動産登記法24条4項1号）。となれば、司法書士が行っている人・物・意思の確認のうち、残りの二つ（物・意思）に関しても、司法書士作成の確認情報に対して、人に関する情報と同様の証明力を認めないことのほうが、むしろバランスを崩した立法ということになる。

(B) 代金預託・権原調査・権原保険エージェント化

一方、新不動産登記法が導入した登記識別情報の制度は、旧法の登記済証制度の下で司法書士が営んでいた代金決済の軍配を振るう「行司役」としての機能を、登記所側に移そうとするものであったが、しかし、周知のごとく、この制度に関しては、システムの不具合の問題以前に、代金決済との関係で、根本的な制度設計の誤りが指摘されている。これに対して、旧法の登記済証の復活を願う声も強いが、この主張は、爆発的に人口が増えている弁護士側にとっては願ってもない僥倖であり、登記済証復活派と手を結び、書面申請は司法書士、本人確認情報を利用したオンライン申請

は弁護士という役割分担を行えば、債務整理に関して生じたような競業問題の軋轢は生じない。そして、やがては遅かれ早かれオンライン申請が主流になること時代の必定であるから、その暁には、平和裡に司法書士を登記申請業務からご退場いただけることになる。

これに対して、システムの不備をばやきつつ、やがて到来する時代への先行投資の意味を込めて、登記識別情報を利用せず本人確認情報の側を利用したオンライン申請を、積極的に推進する司法書士もいる。だが、その場合には、旧法の登記済証ないし新法の登記識別情報を利用しない代金決済スキームの構築が必要となる。この点に関して、フランスやドイツでは、前記(A)公証人への代金供託により、代金決済の安全性が図られているが、一方、アメリカにおいて、同様の機能を営んでいるのが、エスクロウ(escrow)の制度である。また、アメリカでは、上記フランス・ドイツの公証人や日本の司法書士が担っているところの人・物・意思の確認は、権原調査会社(title research company)により行われ、さらに、この権原調査にもかかわらず、当事者に損害が生じた場合には、権原保険会社(title insurance company)により、保険制度を通じた損害填補が行われる（なお、権原保険会社の内部に、いわば保険調査員のような形で、権原調査部門がおかれることもある）。

そこで、日本の司法書士制度を、以上のようなアメリカ型の代金預託＋権原調査＋権原保険エージェントへと進化・発展させようとする動きも生じており（注3）、代金預託会社に関しては、すでに司法書士による設立例も認められる（注4）。

(C) フィナンシャル・プランナー化

他方、司法書士は、司法書士法3条1項5号の定める相談業務権限に基づき、従来からも、種々の不動産取引・担保取引に関するコンサルタント業務を行っており、司法書士の中には、単に依頼者からの具体的相談に回答を与える受動的立場のみならず、より積極的・能動的に、新たな取引スキームを構築し、クライアントに対して提言する、プランナー的存在も認められた。

しかし、大多数の（といては差し支えないであ

ろう) 司法書士は、不動産業者や銀行等によってすでに構築済みの取引スキームにおいて、登記申請という限局された一場面のみを担う歯車的存在にとどまっております、そのことが、一般市民の目から、司法書士なる職種の内容がわかりにくい原因となっていた。前記(B)の代金預託+権原調査+権原保険エージェント化構想は、かかる誤解を払拭し、司法書士の独立的な地位の向上に資するものであるが、しかし、このほかにも、上記プランナーとしての役割をさらに発展させ、取引の中心的・主体的地位を築くことが考えられてよい。

もっとも、不動産部門についていえば、売買・担保権設定はもとより、信託を利用した取引スキームに関しても、すでに企業の法務部や大手法律事務所によって開発済みであることから、この分野に司法書士が主体的地位を担う形で新規参入することには困難を伴う。だが、企業法務・弁護士により未開拓で、かつ司法書士の業態に適合的な分野も存在する。その典型が、ABL——〔流動〕資産(asset)をベースにした(based)貸付け(lending)——であって、企業のキャッシュフロー部分(在庫商品の販売→売掛債権の回収→流動預金による在庫商品の仕入れというサイクル)に着眼したこの担保形態は、不動産担保(抵当権)と人的担保(保証人)に頼っていたバブル経済期以前の融資形態の失敗に対する反省から、金融機関側も注目しており(注5)、他方、借入側においても、とりわけ十分な担保不動産を保有しないが、企業経営が健全な中小企業に適合的である。さらに、ABLは、金融庁が平成17年3月29日に公表した「地域密着金融の機能強化の推進におけるアクションプログラム(平成17~18年度)」の中でも、推進対象として掲げられているが(注6)、以上、中小企業を念頭におき、かつ問柄重視の地域密着型であるとの特徴は、そのまま司法書士の守備範囲と重なり合う。

一方、ABLは、法形式のうえでは、在庫・売掛債権に対する集合流動動産・債権譲渡担保の形態をとるが、その公示方法として、紛争の生じやすかった従来型の占有改定や通知・承諾の制度に代えて、平成17年、動産及び債権の譲渡の対抗要件

に関する民法の特例等に関する法律に基づく動産譲渡登記・債権譲渡登記の制度が新設された。だが、この新制度の利用は伸び悩んでおり(注7)、政府側は利用率向上に苦慮している。前記オンライン申請にけると同様、司法書士としては、この「追い風」を利用しない手はない。ただ単に、地方金融機関がセッティングしたABLの登記申請の下請けを行うにとどまらず、登記申請の相談業務の一環として、地域の中小企業に対し、①登記申請の対象につき不動産担保とABLのいずれが適当かをアドバイスし、ABLを選択した場合には、②動産・債権譲渡登記申請当事者としていずれの金融機関が適当かをアドバイスし、③登記事項となる金融機関との間の契約内容に関しても、法律専門家として積極的助言を与える形で、この担保取引形態に対して、地域密着型中小企業融資に関するフィナンシャル・プランナーとしての主体的役割を果たすことが可能である。

なお、日司連も、昨年度(平成19年度)事業計画の継続的重点事業として「ABL普及促進」を掲げ、企業法務推進対策部において、この分野に関する検討を積極的に進めている(注8)。

(D) エステート・プランナー化

一方、昨年(平成19年)9月30日より施行された新信託法も、司法書士に新たなビジネス・チャンスを提供する。もっとも、商事信託の分野に関しては、そもそも新信託法において認められた新制度・新规定それ自体が、企業側の要望・意向を組み上げる形で制定されたものであることから、取引スキームの構築に関して、司法書士が主体的・中心的な役割を担う可能性は少ない。

これに対して、前記ABLと同様、企業(ここでは信託銀行・信託会社)や弁護士による先占のない未開拓の分野であって、かつ司法書士の業態に適合的な領域が、家族信託である。新信託法は、この分野に関して、遺言代用信託(信託法90条)のほか、従来無効説が有力であった後継ぎ遺贈の問題(注9)を回避する機能を有する、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を承認した(同法91条)。この信託形式は、たとえば夫が、自宅につき、まず自分を受益者とする生前信託を設定し、自分の死亡後

は妻を生涯受益者とし、さらに妻の死亡後には自分と妻の老後の面倒を見てくれた独身の娘を受益者に指定する、といった形で、自己の遺産をめぐる共同相続人間の争いにより、妻や娘が家を追い出されるのを防ぐ際に有用である。このほか、ハンディキャップを有する人や、農業経営者・個人企業経営者の後継者確保との関係でも活用が期待されている。

もちろん、この分野は、信託銀行のみならず、大手金融機関の有力なリテール戦略商品として注目されているが、しかし、目下のところ、商品開発は遅れており、信託銀行の「遺言信託」なる商品も、単なる遺言書の作成・保管と、遺言執行を内容とするものにとどまり、肝心要の「信託」を、その内容としていない。にもかかわらず、その費用は、かなりの高額であり、しかも、相続登記は、下請けの司法書士に回されて、別途費用がかかる。

家族信託における信託財産の中心は不動産であり、信託の登記が必要になることに加えて（信託法14条）、前記のような個人の生活保障や資産承継問題は、先の ABL と同様、地域密着型の法律専門職である司法書士に適しており、大手信託銀行の一般行員による画一的マニュアルの実行では不可能な、細やかなエステート・プランニングが可能となる。さらに、信託銀行の「遺言信託」なる商品の実体である遺言書の作成・保管並びに遺言執行は、司法書士にとって自家薬籠中の分野であるのみならず、これを成年後見制度と結合することも可能である（注10）。

もっとも、信託銀行の側でも、もちろん以上の点を顧慮した新商品の開発を急いでおり、司法書士がこの分野における地歩を確保できるかは、スキーム構築のスピード勝負にかかっている。

（2）簡裁訴訟代理等関係業務の展開可能性

一方、「債務整理バブル」の終焉により、「プチ弁護士」としての人気に支えられている現在の状況に翳りが生じてはならないが、では、この方面においては、いかなる方向性が考えられるか。

（A）漸進主義——価額の上限の漸次拡大

司法書士に簡裁訴訟代理権を付与した平成14年改正司法書士法においては、上訴の提起に関する

代理権は認められていなかった。しかし、自ら代理人として関与している事件に関して、上訴代理権が認められないのは、いかにも不便であり、それが、平成17年改正による上記範囲での上訴代理権の獲得（司法書士法3条1項6号柱書カッコ書追加）へとつながったものである。だが、上訴代理以上に司法書士の活動を制約しているものが、請求の目的の価額140万円の上限であることは、いうまでもない。前記 ABL や後継ぎ遺贈型受益者連続信託において中心的役割を担おうとする際にも、訴訟代理権を受任できれば万全である。

そこで、司法書士側としては、この価額の引上げをめざしたいところであるが、しかし、この価額の上限の意味するところが、司法書士の訴訟代理権の範囲を簡易裁判所に制限する——地方裁判所の訴訟代理権は認めない——趣旨であることは、立法者意思より明白であるため（注11）、価額の引上げの主張が通る見通しは立たない。

（B）急進主義——完全「弁護士」化

となれば、最も端的な方向性として、司法書士を弁護士にしてしまう考え方もありうる。

かかる司法書士・弁護士一元化論（弁護士制度への吸収合併）は、これまでもしばしば唱えられたことがあったが、しかし、この主張に対しては、弁護士側の抵抗はもとより、司法書士側であっても、本職の歴史と伝統に対する誇りから、反対する向きが多い。

ただし、現在の司法制度改革が終結した後は、一元化の機会はおそらく二度と訪れないであろうから、今回が最後のチャンスであることを十分に意識したうえ、昨今の人気に魅せられ資格を取得した若手司法書士の納得も得られる形で、この点に関する議論が尽くされる必要があるだろう。

（注3）最近の研究成果としては、山田文「米国権原保険制度の紹介——カリフォルニア州を中心として——」登記情報552号82頁のほか、佐藤直路「不動産登記取引に伴う損失補填保証制度」登記情報556号14頁が、日司連が目下構築中の司法書士による権原保険会社（「不動産取引保証機構（仮称）」という）におけるタイトル・リサーチ部門（「不動産権利情報登録制度」という）、タイトル・インシュアラン

ス部門(「不動産取引保証制度」という)の概要を紹介している。

- (注4) 安井昭彦「不動産エスクロー業務の可能性——日本エスクロー信託の取組——」登記情報547号26頁。
- (注5) アメリカでは、ABLが、企業の一般的な資金調達方法として定着しており、平成17年時点の借入残高は4200億ドル(約50兆円)、企業の総借入残高の2割に達している。前島顯吾「ABL実務の現状と今後の検討課題」登記情報552号90頁。一方、経済産業省の試算によると、今後の日本においても、ABLは、78兆円の金融ビジネスになるという。経済産業省経済産業局産業資金課「ABL研究会報告書」9頁〈<http://www.meti.go.jp/press/20060530003/abl-hontai-set.pdf>〉。
- (注6) 8頁以下〈<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060704-1/00.pdf>〉。
- (注7) 動産譲渡登記・債権譲渡登記の利用件数に関しては、岡野美次「債権譲渡登記制度の動向——最近の相談事例を踏まえて——」登記情報551号26頁、島貫剛「動産譲渡登記制度の動向」同30頁参照。
- (注8) 石川貴康「司法書士・金融機関のABLへの取組」登記情報550号20頁、鈴木龍介「ABLと司法書士——その可能性と役割——」登記情報556号64頁。
- (注9) 同論点に関する最新の文献として、田中亘「後継ぎ遺贈——その有効性と信託による代替可能性について」(米倉明編著・信託法の新展開——その第一歩をめざして)211頁。
- (注10) 本誌前号においても、司法書士の信託への積極的関与可能性を見据えた特集が組まれている。「特集・新信託法の実務と登記」本誌49号15頁以下、とりわけ本文中で述べた家族信託との関係では、赤沼康弘「福祉型信託の可能性と実務」34頁、大崎晴由「ニーズの掘り起こしと耕す仕事」41頁参照。
- (注11) 小林昭彦=河合芳光『注釈司法書士法〔第3版〕』55頁以下。

4 「司法書士」の名称変更問題

昨年(平成19年)6月の日司連総会は、「司法書士」の名称変更につき年度内に結論を出し、変更する場合には具体的行動を開始する、との事業計画の一部の修正動議を全会一致で可決した。したがって、本稿掲載号が発行される頃には、この問題に関する結論が出ていることになるが、前掲連

合会報特集の関根論文によれば、韓国と同様の「法律士」、英語名は《legal practitioner》(直訳すれば「法律実務家」)であるが、関根論文の訳によれば「法律のプロフェッションとしての開業者」とする案が有力であるという(注12)。

韓国が「司法書士」の名称を捨てた理由は、前掲連合会報特集の朴論文によれば、「書」士のもつ代書業のイメージが、拡大する業務内容との間で不台致を来したことによる(注13)。日本における上記名称変更の動因も、これと全く同様の理由に基づくものであるが(注14)、「名は体を表す」こととの関係で留意すべきは、拡大した現時点における業務内容に台致する名称にするか、それとも、今後拡大していく将来の方向性に台致する名称にするか、という点である。

現時点における司法書士の人気の原因を直視した名称を考えるならば、(認定司法書士のみに台致する名称ではあるが)「簡裁訴訟代理人」になるだろう。しかし、今後の司法書士の業務展開の方向性が、弁護士(英語名は《attorney at law》=訴訟代理人)方面への業務拡大ないし一元化ではなく、むしろ従来型の登記申請代理関係業務の発展型の側——①公証人化、②代金預託・権原調査・権原保険エージェント化、③フィナンシャル・プランナー化、④エステート・プランナー化——に向かうのだとすれば、「司法書士」に代わる新たな名称は、これらの業務を体現するものであることが望ましい。ともあれ、議論の筋道としては、「体」の問題が「名」の問題に先行するのである。

(注12) 関根・前掲(注1)④26頁以下。

(注13) 朴・前掲(注1)③16頁以下。なお、関根・前掲(注1)④25～26頁も参照。

(注14) ただし、日本においては、このほかに、「行政書士」との混同問題という特殊事情が存在する。関根・前掲(注1)④25頁も述べるように、昨年(平成19年)6月12日付け朝日新聞社説「多重債務『人助け』の輪を広げよう」において、朝日新聞の論説委員ですら、「司法書士」と書くべきところを「行政書士」と書いている。